★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務ページ

2026.11
Vol.223

メルマガ「労務のツボ」月２回好評配信。登録はＨＰで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



（発行・差出人）
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表　妹尾　悟
（返還先）
岡山県井原市岩倉町1081-1　〒715-0016
TEL（0866）63-3213　FAX（0866）63-3214
●ＨＰは「せのじむ」で検索してね♪

徒然なるままに　Vol.166





読書会の「はしご」

最近「詐欺メール」がたくさん届くようになりました。毎日、国税庁から還付金のお知らせが届きます。皆さんも巧妙化した詐欺メールにお気をつけください。

秋といえば、「〇〇の秋」と、何か始めるにはもってこいの季節です。私は最近、4つの読書会を「はしご」していて、すべてオンラインで参加しています。秋だから始めたということではなく、ドラッカーの著書を使った読書会のファシリテーターになるために必要な要件となっているからです（ドラッカーをご存じない方は、ぜひ検索してください！）。読書会は、当然、ドラッカーの著書が課題本です。ここ数カ月でドラッカーの著書にかなり親しんでいます。ドラッカーの本は実践して始めてその素晴らしさがわかるものなので、これを少しでも多くの方に伝えていきたいと思っています。それにしても居酒屋以外で「はしご」するのは初めてです。「はしご酒」ならぬ「はしご本」です　（妹尾　悟）

知っ得！　人事労務トピックス

●R8年度「被扶養者資格の再確認」が始まります

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者が引き続き要件を満たしているか確認するため、10月下旬から11月中旬にかけ、事業主宛てに「被扶養者状況リスト」を順次送付します。

■今年度の対象者
・他の健康保険に加入している可能性が高い方、同居が必要な続柄で別居している可能性が高い方、収入が扶養認定基準を超えている可能性が高い方

■事業所で確認すること
・対象の従業員を通じて、家族の加入状況、同居状況、収入などを確認してください。
・扶養から外れる方がいる場合は、被扶養者異動届の提出が必要です。

■提出期限は12月11日（金）
・扶養から外れる方がいない場合も、リストの提出が必要。
・対象者がいない事業所にはリストは届きません。

※「知っ得！」については、当事務所HPでもお知らせしています

今年のインフルエンザ





こんにちは、スタッフの筒井です。

既にテレビやネットニュース等で話題になっていますが、今年は異例の早さでインフルエンザが流行しているようです。

周りにかかっている人がいなかったので、そんなことあるのかなと思っていましたが、つい最近、かかっている人を見かけて、他人ごとではないなと思っています。

体調に違和感を覚えたら早めに受診をしたいと思いますが、インフルエンザの迅速抗原検査は、発症から12～24時間以降に行うことが推奨されているため、発症直後の受診および検査では、体内のウイルス量が少ないため、感染していても陰性になる確率が高いらしいです。

（筒井浩美）

栗





こんにちは、秋と冬を感じる季節になり、引き続きうれしい気持ちになっている川合です。

山に囲まれている実家に帰ると、秋は、金木犀の香りを楽しめたり、少し歩けば栗がたくさん転がっていたり自然豊かで季節ごとに楽しめます。

先日、友人の子供と息子がたくさんの栗を拾い、私の母に「栗ご飯をつくって！」と栗ご飯を作ってもらっていました。私も味見しましたが、意外と栗が甘くて子供たちもたくさん食べていました。

自然に触れる機会をこれからも大切にしていきたいな、と感じました。

（川合千愛輝）